



介護申請とケアマネジャー

介護保険を利用するには申請が必要です。
また、介護サービスを利用するにはケアマネジャーと一緒にケアプランを作成する必要があります。

●介護申請手順

介護の申請だけでなく、介護についての相談や悩みがありましたらお気軽に窓口までお越しいただくか、ご連絡ください。☎健康増進課介護保険係(☎184-187)

①申請する

健康増進課・介護保険係の窓口で申請します。

【必要なもの】

- 介護保険被保険者証
- 健康保険証(40~64歳の人)
- かかりつけの病院名と主治医名
- 申請書・別表(窓口においてあります)



②要介護認定

申請後、訪問調査や審査・判定が行われ、要介護度が決定します。

- 町の担当職員などが自宅を訪問し、心身の状況などについて本人、家族から聞き取り調査を行います。
- 主治医の意見書、訪問調査の結果に基づき、審査・判定を保健・福祉の専門家がを行います。



③結果の通知

申請から1か月以内に、認定結果通知と介護保険証が届きます。

- 要介護認定された人は、ケアマネジャーに依頼し、利用するサービスを話し合い、介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- ケアプランに基づいてサービスを利用します。



介護の現状

施設に入所するのではなく、住み慣れた自宅で要介護者の生活をサポートすることを「在宅介護」といいます。
少子高齢化が進む現在、要介護認定者数や在宅介護サービスを利用する人が増加しています。

変化する家族の形

核家族という言葉はご存じですか? 「夫婦とその未婚の子」「夫婦のみ」の家族のことを言い、日本の約60%を占めています。
昔は大家族が多く、おじいちゃん、おばあちゃんを家族みんなでみるという光景がよく見受けられました。しかし、核家族化が進み、お年寄りを見守る形態も変わってきました。

制度開始から11年

介護保険制度が平成12年から開始し、今年で11年が経過しました。その間、高齢化が進むと同時に、要介護認定者の人数も増加してきました。

11年間で認定者が約4倍に増加

平成23年5月末時点、町の65歳以上の要介護(要支援)認定者は863人です。65歳以上の約10人に1人が要介護認定を受けていることになりました。介護制度開始時の認定数は233人。この11年の間に認定者は約4倍になり、介護サービス



社会全体で、介護が必要な人を支え合うことが、介護保険の本質となっている

介護サービスが必要とされる理由

介護を受ける側、介護をする家族。それぞれが精神的、肉体的な負担をもっています。双方の負担軽減を図り、日常生活を円滑に進めるため、介護サービスが必要とされています。
※介護保険でサービスを利用するには申請、要介護認定が必要となります。

サービスの種類

在宅介護サービスについて、下段に利用頻度の多いものを紹介します。

ケアマネジャーに聞く



千葉 道子さん

介護制度開始時から、ケアマネジャーや相談員として、多くの人を担当してきました。みずほ苑在勤。

本人と家族の気持ちのずれを感じる 家族間のスキンシップが重要

親と一緒に住んでいるのに、親のことをよく知らず、どうにもならなくなり相談に来るケースがよくあります。家族の間で普段から話をし、スキンシップを図っていくことが非常に大切だと思います。

また、一人暮らしで子どもがいない人もおり、住民のみなさんが、いざというときに対処できるように「介護」ということについて、一人ひとりが理解する必要があると思います。

利用者や事業者の 仲介的存在

ケアプランとは、どのような介護サービスを、どのくらい利用するかを決める計画のことです。計画に基づき、介護事業者とのやりとりなどをケアマネジャーが行ってくれます。いわばサービス利用者や事業者との仲介役のようなものです。

居宅介護支援専門員、通称ケアマネジャーと呼びます。介護サービス利用者の心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などを本人、家族の希望を聞きながらその人に合わせた計画を立て、ケアプランを作成します。

よく耳にする「ケアマネ」とは、どのようなことをしているかご存じですか? どのようなかたちでケアマネが活躍しているかご存じですか?

ケアマネジャーって?

よく耳にする「ケアマネ」とは、どのようなことをしているかご存じですか?

★豆知識★

文字で書くときは「ケアマネジャー」、声を出して読むときは「ケアマネージャー」と定められています。

主な在宅サービス

通所介護 (デイサービス)

食事・入浴などの介護を日帰りで受けられます

施設等に通い、食事・入浴などの介護サービスやリハビリテーション・レクリエーションを日帰りで受けられます。

- どんなきに利用? -

- ・本人が足腰が悪く、あまり外出ができないとき
- ・本人があまり話す機会がなくなってきたとき

訪問介護 (ホームヘルプ)

自宅にヘルパーが伺い、身体介護や生活援助を行います

【身体介護】食事、入浴、排泄のお世話、通院の付き添いなど
【生活援助】掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など

- どんなきに利用? -

- ・手足が不自由で、買い物や料理をすることが難しいとき
- ・通院に付き添いが必要で、付き添う家族がいないとき

短期入所生活介護 (ショートステイ)

施設に短期間入所し、食事、入浴の介護等を行います

短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護等の日常生活の世話や機能訓練等のサービスを受けることができます。

- どんなきに利用? -

- ・介護する人が冠婚葬祭などで外出したいとき
- ・介護する人が息抜きのために旅行など、外泊したいとき